

東御市援助団体等への関与のあり方に  
関する基本方針

令和4年3月

東御市

## 1 策定の趣旨

東御市監査委員は、地方自治法 § 199⑦の規定により、東御市が補助金等により財政的援助を与えているもの、出資しているもの及び公施設の指定管理者を「財政援助団体等の監査」の監査対象として随時選定し、「東御市監査基準」に基づき財政的援助に係る出納その他の事務の執行の適正性等を監査の主眼に据え、実施している。

これは、あくまで東御市が支出した税金による補助金、出資金等について、目的に沿って適正で有効かつ効率的に執行されているかを監査するものであって、財政援助団体等のあり方、事業内容そのものまでを見直すことを目的とするものではない。

財政援助団体等は、それぞれ東御市からは独立し、固有の意思決定機能を持ち、同業類似企業等との競争の中、団体等の運営・経済活動を行いながら、東御市民のニーズに応え、健全で持続可能な団体等としてあるべく日々の研鑽、努力を重ねることは勿論のこと、社会経済環境の変化とともに、団体等そのもののあり方と行政と民間との役割分担の見直しも求められている。

令和3年国勢調査において、東御市は人口3万人を確保できたものの、少子高齢化が加速し、総じて人口減少社会が到来している今日、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、東御市の財政状況も厳しさを増す一方、行政ニーズは多様化・複雑化しており、これらを打開していく為には、行政、財政援助団体等、民間企業及び地域等がこれまで以上に連携・協力していくことが必要と考える。

東御市と財政的にも人的にも密接な関係にある財政援助団体等は、東御市の施策への連動性、公共性・公益性を保ちながら、社会経済状況等の変化に柔軟に、また迅速に対応するための民間ノウハウを活かした質の高いサービス提供が期待され、その役割を果たしていく為には、財政援助団体等の専門性・自立性を高めていくことがなによりも必要であり、また東御市には援助等の適正性と、財政援助団体等への管理・監督責任が強く求められる。

長野県にあっては“長野県出資等外郭団体「改革基本方針」”を平成16年に策定し、同様の取り組みにより、毎年度「改革状況検証」を行い、「検証シート」の公表を行っている。

また、長野市においては「長野市外郭団体見直し指針」を平成18年に策定し、選定された団体は、長野市の基本方針を踏まえ、経営方針を検討し、自主的な経営改善に取り組むものとされ、作成された「改革実施プラン」及び経営計画は公表されている。

加えて、松本市にあっては、平成19年に「外郭団体等への市の関与のあり方の基本指針」を策定し、選定した外郭団体ごとに関与のあり方を決定し、今後取り組む内容を「改革実施計画」に定め、市と団体両者による進行管理と評価が行われている。

東御市においては、地方自治法 § 243 の 3②の規定により、5団体（東御市土地開発公社、株式会社信州東御市振興公社、一般社団法人信州とうみ観光協会、公益財団法人身体教育医学研究所、社会福祉法人みまき福祉会）の経営状況説明資料を作成し、議会へ提出している。

開かれた透明性の高い行政を掲げる東御市にとって、財政援助団体等と東御市の関係性や援助等によりもたらされる効果を評価・検証し、その結果を広く住民に公開していくことは





















